

(動産の換価処分をする場合の記載例)

受付印		相続財産の保存に関する処分（民法918条2項） 申立書	
収入印紙 800円		この欄に収入印紙800円分を貼る。 印紙 (貼った印紙に押印しないでください。)	
予納郵便切手 92円			
準口頭	基本事件番号 平成25年(家)第1××××号		
大阪家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 堺支部 <input type="checkbox"/> 岸和田支部 御中 平成30年○月○日		申立人の記名押印 ○○○○	印
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 申立事情説明書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書(死体検案書)の写し(死亡の記載のある戸籍謄本) <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し <input type="checkbox"/> 寄託契約書案 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)		
申立人	住所又は事務所氏名	〒541-0041 電話 06 (6×××) 1111 大阪市中央区北浜○○町1丁目1番1号 ○○ビル4階 ○○法律事務所 ○○○○	
	最後の住所氏名	〒○○○-○○○ 大阪府○○市○○1丁目1番地 ○○ハイツ101号 亡 ○○○○	
申立ての趣旨	申立人が ■被相続人の相続財産である別紙動産目録記載の動産を ○○○○に対し、代金○○万○○○円 で売却する <input type="checkbox"/> () ことを命ずる旨の審判を求める。		
申立ての理由	別添申立事情説明書のとおり		

裁判所使用欄

- 1 本件申立ての処分を命ずる。
- 2 手続費用は、申立人の負担とする。

平成 年 月 日

大阪家庭裁判所 堺支部 岸和田支部

裁判官

告知	告知
受告知者	申立人
告知方法	<input type="checkbox"/> 住所又は事務所に謄本送付 <input type="checkbox"/> 当庁において謄本交付
年月日	平成 . . 裁判所書記官

(動産の換価処分をする場合の記載例)

基本事件番号 平成25年(家)第1×××××号 被相続人亡 ○○ ○○

申立事情説明書

申立ての理由・必要性等について

平成25年2月5日被相続人に対し後見開始の審判があり、申立人が成年後見人に選任されましたが、被相続人は、平成30年2月10日亡くなりました。

申立人は、管理中の別紙動産目録記載の被相続人の相続財産を引き継ぐため、相続人に対し●回履行の提供を行いその受領を促しましたが、いずれも受領を拒絶されました。

そこで、動産を換価したうえで相続財産を供託することとなりましたが、動産の換価を民法918条2項の相続財産管理人を選任し権限外行為許可を得て行うとすれば、管理人報酬を含む管理費用の分だけ相続財産が減少することになります。

よって、相続財産の保存に必要な行為として、申立人において、申立ての趣旨に記載した行為を行うのが相当と考えます。

※ 申立ての理由・必要性等を裏付ける資料がある場合には、資料を添付してください。